

クリーンセンター二本松産業廃棄物最終処分場（管理型）設置事業に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 当該事業計画については、関係自治体及び地域住民から事業の実施に伴う周辺環境への影響を懸念する意見が提出されており、公聴会においても同様の意見が陳述されていることから、環境影響評価書の作成に当たっては、それらの意見内容を十分に検討し配慮したものとするとともに、必要に応じ地域住民等への説明を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域は、飲用水を含む生活用水を地下水に強く依存している地域の上流域に位置し、これらの水源及び取水位置が下流にあることが判明したことから、事業地選定の経緯及び妥当性を明らかにすること。
また、事業の実施に伴う影響について、回避した内容を具体的に示すこと。
- (3) 埋立対象廃棄物の種類、性状、計画埋立量等については、施設の設計並びに環境影響の予測及び評価の前提であることから、詳細に記載するとともに、その埋立割合とした根拠を明らかにすること。
その際、県外からの廃棄物の搬入割合については、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の規定に適合するものであること。
また、廃棄物の受入れ見通し等を踏まえた施設規模の必要性についても具体的に示すこと。
- (4) 事業内容及び環境保全措置については、複数案の比較検討及び回避・低減措置の検討の経緯並びに採用案による効果を含め、詳細かつ分かりやすく示すこと。
その際、廃棄物搬入車両からの廃棄物の飛散防止、洗車済車両が再度廃棄物と接触しない動線の確保、事業に必要な用水量の内訳とその確保策、浸出水調整池の漏洩対策等についても明確に示すこと。
また、埋立処分終了後の環境保全措置についても併せて示すこと。
- (5) 浸出水処理水を放流しない蒸発散処理方式としたことについて、蒸発散処理が必要な理由、蒸発散以外の処理方式との比較検討の経緯並びに採用の根拠及び妥当性を、施設の維持管理に要する経費も含めて明らかにすること。
なお、蒸発散以外の処理方式との比較においては、大気質や温室効果ガス等も含め、環境への影響について具体的に示すこと。
- (6) 施設の設計に使用した設定条件については、その妥当性を明らかにすること。
特に、浸出水量の算出に当たっては、適切な浸出係数を用いるとともに、基準年に基づく算出に加え、近年の気象変動を考慮すること。
さらに、浸出水処理施設、蒸発散処理施設、浸出水調整池については、洗車排水、施設メンテナンス排水、クーリングタワーブロー水等を含め、流入する全ての水量について考慮するとともに、施設の停止期間、凝縮水の再利用量、気象条

件による蒸発散量の変動影響等も含め、維持管理を要する全ての期間で安定的に稼働させるために必要な能力を算定し、具体的に示すこと。

- (7) 遮水シート、自己修復シート、浸出水漏洩検知システムの耐用年数とその根拠について示すこと。

また、シート溶着部の強度と耐久性、自己修復のしくみ、地下水による自己修復機能への影響、造成工事及びシート敷設時の配慮についても分かりやすく示すこと。

- (8) 埋立地の構造については、貯留構造物及び土堰堤の安定性を明らかにするとともに、埋立廃棄物の圧密、地震等による埋立地への影響について具体的に示すこと。

また、埋立廃棄物の荷重による遮水シートや集排水管等への影響についても具体的に示すこと。

- (9) 浸出水漏洩検知システムの検知対象範囲と運用・管理方法、破損した遮水シート等の補修方法、その補修のために掘り出した廃棄物の管理方法については、詳細かつ具体的に示すこと。

なお、浸出水の漏洩が検知された場合の対策及び周辺住民への周知方法についても明らかにすること。

- (10) 対象事業実施区域の地質の特徴を踏まえた掘削工法を具体的に示すとともに、採用する掘削工法に伴う環境影響について予測及び評価を行うこと。

- (11) 工事関係車両及び廃棄物搬入車両について、主要幹線道路から対象事業実施区域への走行経路を明確に示すとともに、一方通行を確保するための具体的な方法について示すこと。

- (12) サーキット場へ売却するとしている掘削残土については、処分場の工事及び埋立事業と密接に関連していることから、粉じん、濁水流出の防止対策等、必要な環境保全措置を明確に示すこと。

また、隣接するサーキット場の敷地及び施設の一部を共用する計画であることから、共用する搬入道路や雨水調整池等の運用・管理・環境監視の方法、騒音や粉じん等に対する環境保全措置について、その内容、実施主体、サーキット場管理者との連携を具体的に示すこと。

- (13) 環境影響評価の予測に使用した設定条件、予測式等を明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。

特に、気象については、対象事業実施区域で行った気象観測結果等を適切に活用することにより、当該地域の特性に応じた条件を設定するとともに、その根拠を分かりやすく示すこと。

- (14) 供用時及び埋立処分終了後における、施設の維持管理計画、事故時の対応計画、環境監視計画、苦情等への対応、これらの計画等を実行する組織について明確に示すこと。
特に、搬入される廃棄物の種類や有害物質含有量等の確認方法、埋立割合を遵守するための管理方法及びその体制については、具体的に示すこと。
さらに、施設管理及び環境監視に関する情報について積極的に公表する方法を具体的に示すこと。
- (15) 当該事業計画では、浸出水を集水槽より浸出水調整池へポンプアップする構造としているため、処分場を廃止した場合においてもポンプを稼働させる必要があることから、処分場を廃止した場合の維持管理計画及び組織について明確に示すこと。
- (16) 今後、事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価を行い、その結果に基づく必要な環境保全措置を示すこと。
- (17) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら適切な対策を実施する旨を記載すること。

2 大気環境について

- (1) 大気質については、地形や気象を考慮した拡散状況を明らかにした上で、その影響について予測及び評価を行うこと。
その際、浸出水処理水の蒸発散処理工程から排出されるガス及び水蒸気については、低沸点物質や有害物質等に関する諸元を明らかにして行うこと。
- (2) 供用時の粉じん等については、作業管理基準を明確にするとともに、粉じん等の発生を低減する環境保全措置を具体的に示すこと。
また、雨水排水への混入防止対策についても併せて示すこと。
- (3) 騒音については、隣接するサーキット場の騒音による影響を適切に把握するとともに、これを考慮した予測及び評価を行うこと。
- (4) 浸出水処理施設及び蒸発散施設の稼働や埋め立てた廃棄物の分解等により発生する悪臭については、可能な限り定量的に予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を示すこと。
また、悪臭について、事後調査計画に追加すること。

3 水環境について

- (1) 浸出水の原水水質を設定した根拠について、埋立対象廃棄物の種類と埋立割合、埋立期間等との関係を含め具体的に示すこと。

- (2) 浸出水調整池及び浸出水処理施設の構造及び処理能力、使用薬剤等については、詳細かつ具体的に示すこと。
なお、浸出水の計画処理水質については、水質の設定根拠と水処理能力との関係を明らかにすること。
- (3) 浸出水処理施設及び蒸発散施設の故障の長期化、想定以上の豪雨時における浸出水の処理方法を具体的に示すこと。
- (4) 既存の雨水調整池については、対象事業の実施に伴う流域及び流入量の変化を、工事時、供用時、埋立処分終了後に加え、廃止した場合についても具体的に示し、機能維持の状況を明確に示すこと。
- (5) 工事時の排水については、下流への影響を可能な限り低減するよう、水質及び水量の管理を適切に行うことを明らかにすること。
また、沈砂池については、最大時間降水量にも考慮するなど十分な滞留時間が確保できることを明確に示すこと。
- (6) 河川流量については、対象事業実施区域に近い地点における変化量についても定量的に示すこと。
なお、河川流量の予測及び評価に当たっては、両生類やホトケドジョウの生息場所への影響、農業利水への影響も含めて行うこと。
- (7) 地下水については、対象事業実施区域の周辺地域における井戸の利用状況、帯水層及び地下水の流向の調査を適切に行い、その結果を示した上で、工事時の濁り、供用時の水質について予測及び評価を行うこと。
- (8) 地下水の水位については、涵養面積の減少による変化量を可能な限り定量的に示すこと。
なお、事業の実施により地下水を取水する場合は、これも考慮すること。
- (9) 河川及び地下水の事後調査計画及び監視計画については、埋立廃棄物の種類を踏まえ、事業の実施に伴う影響が適切に把握できる監視項目を選定すること。
なお、この監視項目の選定に当たっては、工事時、供用時、埋立処分終了後のそれぞれについて、関係法令に基づく基準値が定められている項目以外の項目についても幅広く検討するとともに、選定の根拠及び妥当性を明らかにすること。
- (10) 対象事業実施区域内の雨水及び地下水については、供用時において河川に放流されることから、この影響について予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を示すこと。
また、不測の事態により浸出水処理水が河川に流出することが懸念されることから、この場合の影響について予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措

置を示すこと。

なお、水質の予測及び評価に当たっては、生物種への影響も含めて行うこと。

- (11) 処分場廃止後に浸出水を放流する場合は、放流経路を明らかにするとともに、浸出水が新たに放流されることによる周辺環境への影響について予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を示すこと。

4 地形及び地質について

対象事業実施区域及びその周辺地域の地質は、花崗岩の風化層となっていることから、処分場が長期間存在することの影響について予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を示すこと。

また、新たに生じる法面について、地震や豪雨に対する安定性を明らかにすること。

5 自然環境について

- (1) オオタカ等の希少猛禽類については、対象事業実施区域周辺地域で営巣が確認されていることから、事業の実施による営巣活動への影響を極力回避する環境保全措置を具体的に示すこと。

また、オオタカ等の営巣活動への影響を把握するための事後調査計画を明確に示すとともに、その調査結果を踏まえた必要な環境保全措置を講じる旨を記載すること。

- (2) 対象事業実施区域内においてイモリの個体が確認された場所について、生息、産卵等の利用状況を明らかにした上で、この種に対する適切な環境保全措置を具体的に示すこと。

- (3) 雨水排水路については、両生類等の小動物の落下に対する適切な環境保全措置を示すこと。

- (4) 対象事業実施区域の下流域において、ホタル等の生息状況を適切に把握し、必要な環境保全措置を示すこと。

- (5) 工事時及び供用時において、対象事業実施区域及びその周辺地域で希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講じる旨を記載すること。

6 景観について

景観については、処理棟の外観色彩や盛土部の緑化などに配慮し、周辺環境との調和が図られる計画となるよう配慮すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域の周辺地域においては、参詣、伝統芸能、ホタル観賞会等の利用がなされていることから、これらの利用状況を適切に把握し、人と自然との触れ合いの活動の場について予測及び評価を行うこと。

8 廃棄物等について

(1) 浸出水処理工程で発生する脱水ケーキについては、適切な処分方式を検討するとともに、その影響について予測及び評価を行うこと。

また、埋立処分終了後は場外搬出することとなることから、その影響についても予測及び評価を行うこと。

(2) 蒸発散処理工程で回収される残渣物（塩類）については、有効利用の見通しを明確に示すとともに、現状のリサイクルによる利用状況を踏まえた処分方式を検討し、その影響について予測及び評価を行うこと。

また、保管する場合には、その場所、使用する防水性フレコンの特性や屋外での耐久性、管理方法を明確にするとともに、保管に伴う影響について予測及び評価を行うこと。

9 温室効果ガス等について

浸出水処理水の蒸発散処理に伴う二酸化炭素の放出量について予測及び評価を行うとともに、事業者としての地球温暖化防止対策を示すこと。

10 事後調査等について

事後調査計画及び監視計画については、事業内容を踏まえ、環境影響評価準備書に記載された以外の項目の追加についても検討し、事業の実施による影響を適切に把握できる時期、頻度、場所等を選定するとともに、選定の根拠及び妥当性を明らかにすること。

なお、河川の水質については、農業用水の利水状況を考慮するとともに、水生生物の観察を含めた事後調査計画及び監視計画とすること。

11 その他

(1) 上記1から10の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

(2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記1から10の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。